

令和7年度

標茶町一般廃棄物処理基本計画
中間見直し

令和8年3月

北海道標茶町

標茶町一般廃棄物処理基本計画 中間見直し

目 次

第1編 一般廃棄物処理基本計画	1
基本計画見直しにあたって	1
第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	2
1 本計画の対象地域	2
2 対象廃棄物	2
3 計画の期間と中間目標年度	2
第2編 ごみ処理基本計画	4
第1章 ごみ処理の現状と課題	4
1 ごみ処理の現状	4
2 ごみ排出量の実績及び性状	5
2.1 ごみ排出量実績	6
2.2 資源ごみの排出量実績	7
3 ごみ処理の実績	8
3.1 焼却炉の実績	8
3.2 最終処分場の実績	9
4 ごみの減量化と再生利用に関する取り組み	10
5 ごみ処理の評価	11
6 ごみ処理の現状と課題	12
6.1 ごみ排出抑制の課題	12
6.1.1 ごみ排出量原単位	12
6.1.1.1 1人1日当たりのごみ総排出量の推移	12
6.1.1.2 1人1日当たりのごみ排出量の課題	13
6.1.2 ごみ処理状況	14
6.1.2.1 ごみ処理の現状	14
6.1.2.2 ごみ処理の課題	14
6.1.3 ごみのリサイクル率	15
6.1.3.1 リサイクル率の現状	15
6.1.3.2 リサイクル率の課題	15
6.1.4 最終処分量	16
6.1.4.1 最終処分量（1人1日当たり）の現状	16
6.1.4.2 最終処分量（1人1日当たり）の現状	16

6.2	収集・運搬	17
6.2.1	収集・運搬の現状	17
6.2.2	収集・運搬の課題	17
6.3	中間処理	18
6.3.1	焼却炉	18
6.3.1.1	焼却処理施設の現状	18
6.3.1.2	焼却処理施設の課題	18
6.3.2	資源化施設	19
6.3.2.1	資源化施設の現状	19
6.3.2.2	資源化施設の課題	19
6.4	最終処分場	19
6.4.1	最終処分場の現状	19
6.4.2	最終処分場の課題	19
6.5	ごみ処理経費	20
6.5.1	ごみ処理経費の現状	20
6.5.2	ごみ処理経費の課題	20
6.6	小動物の処理	21
6.6.1	小動物処理の現状	21
6.6.2	小動物処理の課題	21
第2章	ごみ処理基本計画	22
1	ごみ処理計画の目標	22
2	人口推計	22
3	ごみ発生量の予測	23
4	今後のごみ処理体制	24
4.1	処理体制の改善	24
4.2	将来におけるごみ処理体制の改善	24
5	ごみ処理施設整備の基本方針	25
5.1	処理施設の整備対象	25
5.1.1	最終処分場の整備（整備済み）	25
5.1.2	焼却処理（熱回収）施設の整備（整備済み）	25
5.1.3	旧焼却処理施設の解体	26
5.1.4	マテリアルリサイクル（資源化）推進施設の整備（整備済み）	26

第3編 生活排水処理基本計画	29
第1章 基本方針	29
1 生活排水処理施設整備の基本方針	29
第2章 生活排水の排出状況	30
1 生活排水処理体系の現状	30
2 生活排水の処理体系別人口の推移	31
2.1 し尿処理の状況	32
2.2 し尿処理施設の概要	32
第3章 生活排水処理基本計画	33
1 生活排水の処理計画	33
1.1 集合処理区域について	34
1.2 個別処理（合併処理浄化槽整備）する区域	34
1.3 単独処理浄化槽について	34
2 し尿・汚泥の処理計画	35

第1編 一般廃棄物処理基本計画

基本計画見直しにあたって

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定として、市町村は当該地域の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。

また、一般廃棄物処理基本計画は一般廃棄物の減量・資源化や適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるものであり、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直すことが適切であるとされている。

標茶町では平成25年度に『標茶町一般廃棄物処理基本計画（平成26～令和10年度）』として策定し、各種法令の改正や廃棄物に係る諸課題に対応して廃棄物の資源物分別による抑制、循環型社会形成の推進と廃棄物の適正管理に努めているところである。

また、本町においては「標茶地域循環型社会形成推進地域計画」を平成26年～令和2年までの計画期間として策定し、一般廃棄物処理施設の更新・整備や合併処理浄化槽設置事業を進めてきたところである。

なお、当初計画では基本計画の見直しを行う中間目標年度を平成30年度に設定していたが、「標茶地域循環型社会形成推進地域計画」による一般廃棄物処理施設の更新・整備が令和2年度に完了することに伴い、基本計画の前提となる施設に変動が生じるため、中間目標年度を令和2年度に変更して1回目の見直しを行った。

本年度（令和7年度）は、基本計画2回目の中間見直しを行う時期にあたるため、標茶町におけるごみ処理に係る基本的事項を再整理し、ごみ行政を取り巻く情勢に合わせた新たな目標を設定するとともに、更なる循環型社会形成の推進に寄与すべく計画の見直しを図るものであり、あわせて人口散在地域における合併処理浄化槽の整備などによる生活環境の改善と、水質汚濁防止を目的とする『生活排水処理基本計画』の見直しを行う。

第1章 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

1 本計画の対象地域

本計画は、標茶町全域を対象地域とする。

2 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物とする。

3 計画の期間と中間目標年度

本計画は、平成25年に策定した計画（計画年度：平成26年度～令和10年度）及び1回目の中間見直しから5年が経過したことにより見直しを図り、見直し後の計画期間を、令和8年度から令和10年度までの3年間の計画とする。

なお、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものである。

表1.1.3.1 計画期間と目標年度

年度	平成						令和									
	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
当初計画	計画策定					中間目標					中間目標					計画目標
本計画								中間目標					中間目標			計画目標

本年度

循環型社会形成推進のための法規制

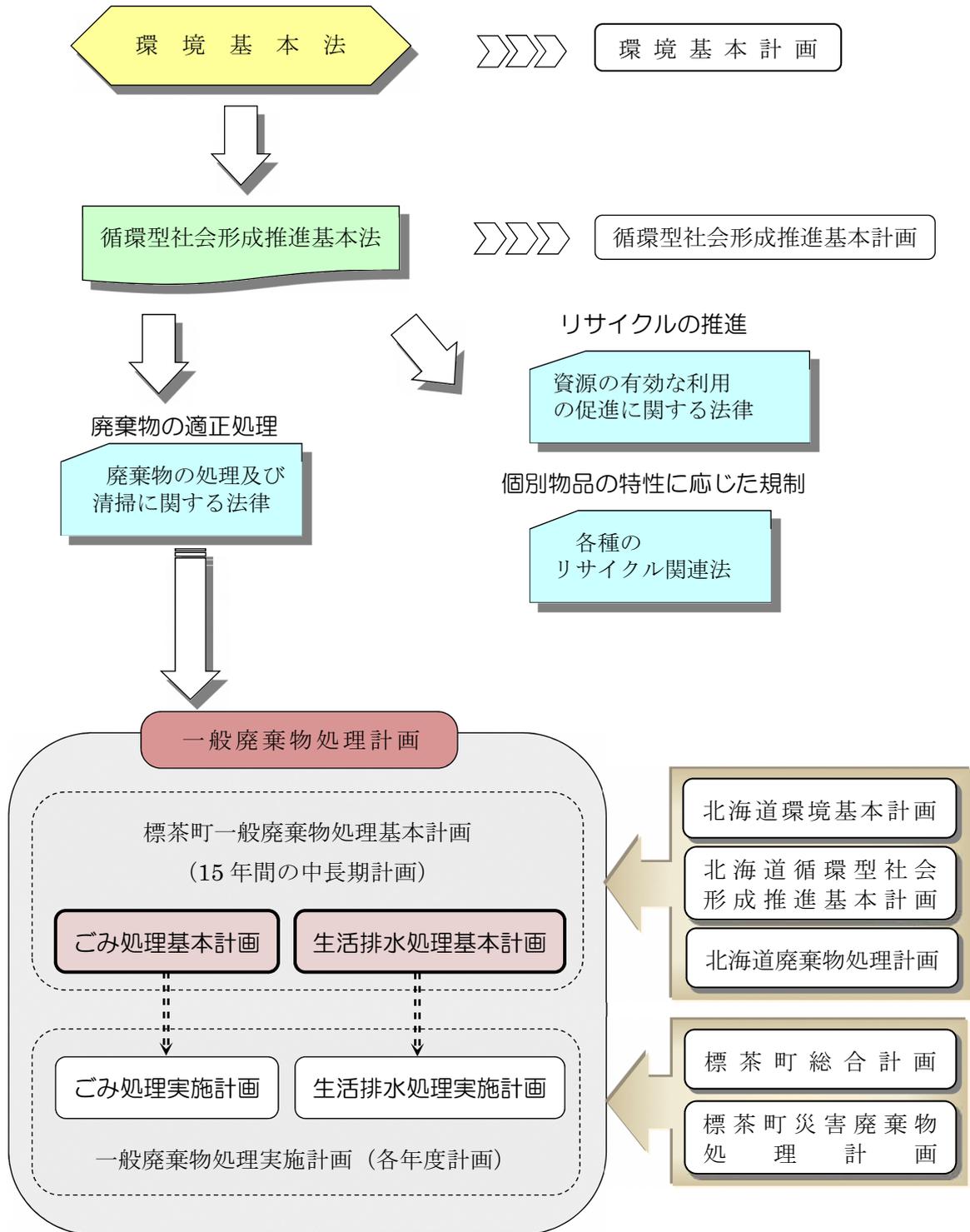


図 1. 1. 3. 1 一般廃棄物処理（ごみ処理・生活排水処理）基本計画の位置づけ

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

表2.1.1.1 ごみ収集品目の分別状況（6分別12種類）及びごみ処理区分
（令和8年3月現在）

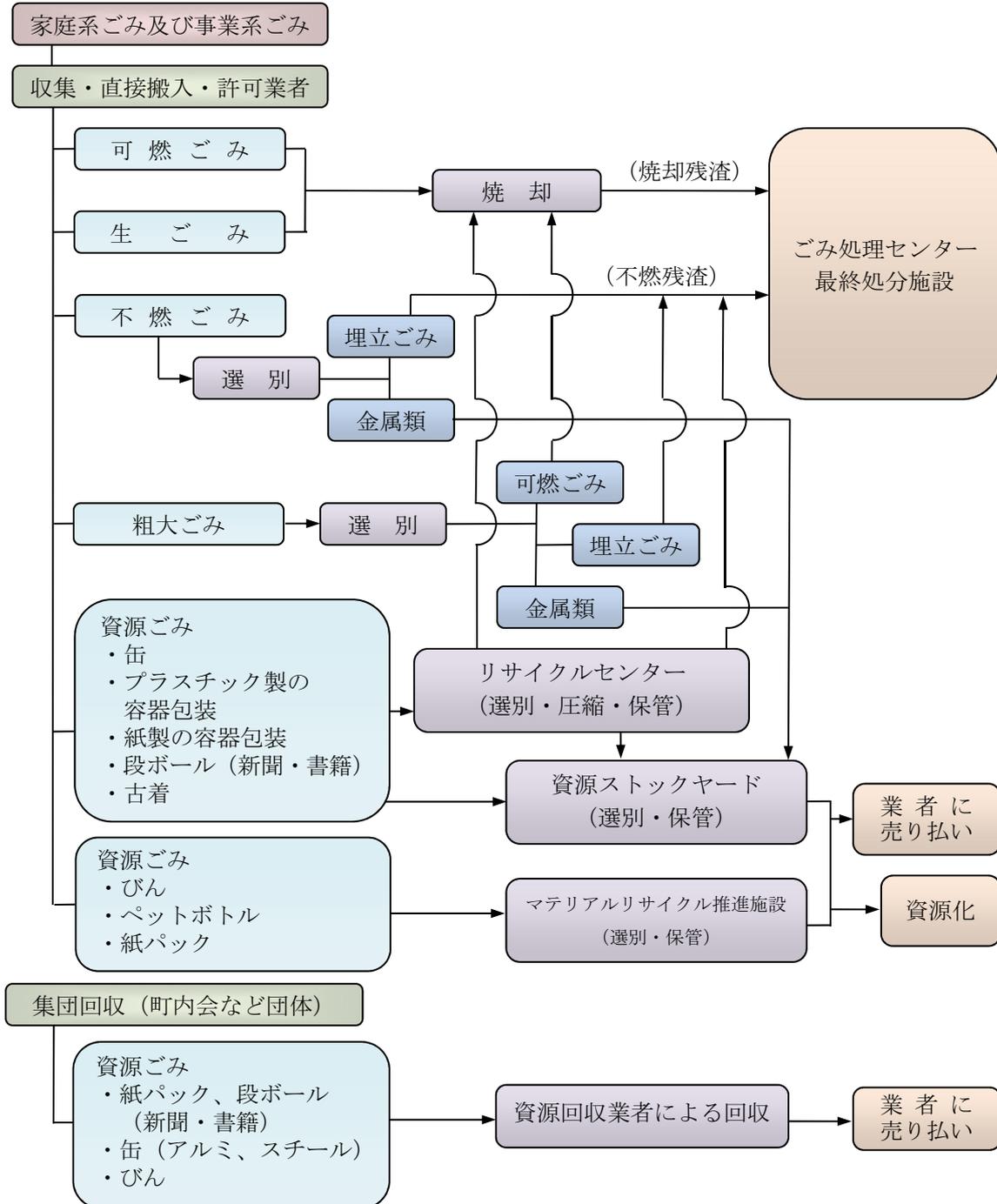
分別項目と種類		分別開始 年 月	有料化 状 況	排出場所	収集方法	処理・処分			
可燃ごみ		平成4年	平成7年 6月 有 料 (従量制)	戸別収集	定期回収	焼却処理施設			
不燃ごみ						埋立処分場 (一部) 資源ストックヤード			
生ごみ						焼却処理施設			
粗大ごみ						直接搬入 収集申込	埋立処分場 焼却処理施設		
有害ごみ		平成12年	無 料		戸別収集	定期回収	資源ストックヤード リサイクルセンター		
紙 類	新聞、雑誌類 段ボール	平成4年	無 料				資源ストックヤード		
	その他紙、厚紙類 紙パック	平成16年							
	シュレッダー くず	平成17年							
	牛乳パック類	平成13年		マテリアル リサイクル推進施設					
衣 類		平成16年		無 料				資源ストックヤード リサイクルセンター	
缶		平成4年							
食品トレイ		平成13年							
その他プラス チック類		平成19年							資源ストックヤード
ペットボトル類		平成12年							マテリアル リサイクル推進施設
ビ ン 類		平成4年							

- *. 資源ストックヤード：選別・保管
- *. リサイクルセンター：選別・圧縮・保管
- *. マテリアルリサイクル推進施設：選別・保管

2 ごみ排出量の実績及び性状

標茶町における家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりである。

また、事業系ごみは、家庭系ごみの分別区分に準じて直接搬入（排出者）により排出されている。



*. 事業系ごみは、計画収集していないため直接搬入及び許可業者による搬入となっている。

図 2. 1. 2. 1 ごみ処理の流れ

2.1 ごみ排出量実績

平成 26～令和 5 年度の 10 年間におけるごみ排出量は、(R5/H26 比：87.2%) であり、家庭系ごみの量は (R5/H26 比：85.9%) である。

人口の減 (R5/H26 比：87.8%) に伴いごみ排出量も減少しているがごみの減少率は低い傾向にある。

表 2.1.2.1 家庭系・事業系ごみ排出量の実績割合

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
行政人口 (人)	8,023	7,945	7,862	7,732	7,655	7,538	7,453	7,311	7,205	7,042
家庭系ごみ量 (t/年)	2,387	2,411	2,312	2,326	2,241	2,285	2,277	2,225	2,122	2,050
事業系ごみ量 (t/年)	433	377	427	430	397	437	474	445	388	409
排出ごみの総量 (t/年)	2,820	2,788	2,739	2,756	2,638	2,722	2,751	2,670	2,510	2,459

*. 行政人口は外国人を含む 9 月末時点の人口とする。

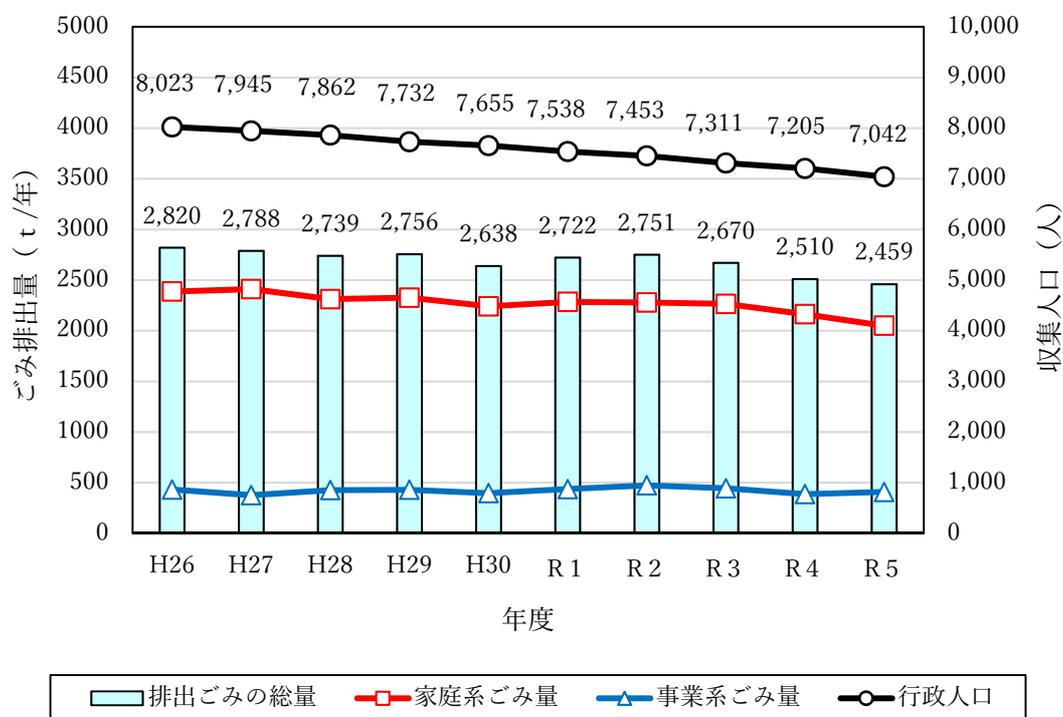


図 2.1.2.2 ごみ排出量の実績推移

2.2 資源ごみの排出量実績

資源回収の令和5年度実績では、紙類（新聞、段ボール、雑誌）が資源ごみの約54%を占め、その他紙を含めると資源ごみの約64%となっている。次いでびん類（無色、茶色、その他及び生きびん）が資源ごみの約11%となっている。

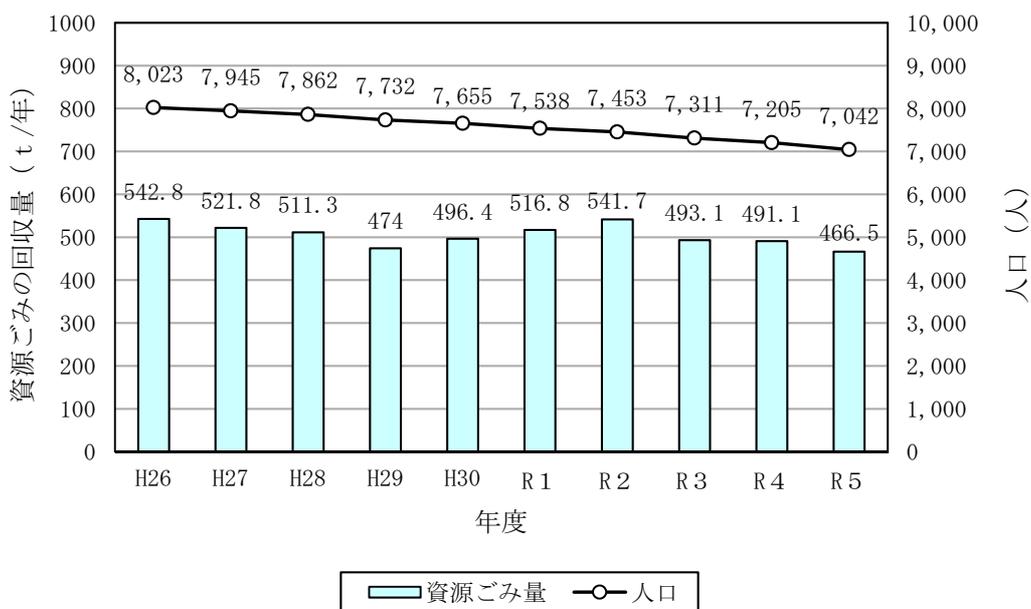


図2.1.2.3 資源回収量の推移

3 ごみ処理の実績

3.1 焼却炉の実績

焼却炉における処理量の実績では、ほぼ横這い傾向で推移している。また、ごみ区分では収集可燃ごみが焼却量の約75%（R5）を占めている。

表2.1.3.1 焼却炉の運転実績

(単位：t)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
収集ごみ	1,482	1,512	1,439	1,464	1,418	1,413	1,344	1,357	1,302	1,270
直接搬入ごみ	457	450	423	470	390	385	485	436	397	379
産業廃棄物	40.0	33.4	37.1	31.5	40.1	42.2	52.8	49.9	60.8	50.5
焼却量 計	1,979	1,995	1,899	1,966	1,848	1,840	1,882	1,843	1,760	1,700

(資料：標茶町町民課)

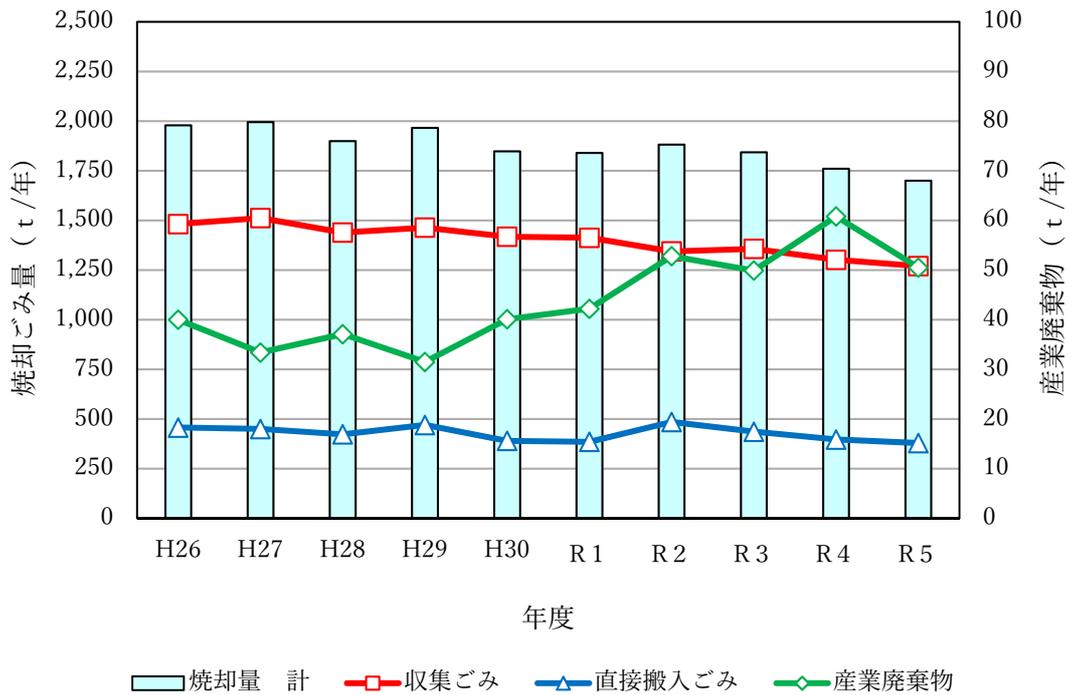


図2.1.3.1 焼却炉における処理量の推移

3.2 最終処分場の実績

最終処分場における処理量の実績では、平成30年度に焼却施設が更新され燃えがらが大幅に減少推移している。また、ごみ区分では燃えがらが埋立量の約50%（R5）を占めている。

表2.1.3.2 最終処分場の埋立実績

(単位：t)

年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
収集ごみ	119	131	117	131	125	112	106	107	101	85
直接搬入ごみ	79	43	47	40	75	48	72	88	33	105
燃え殻等	677	855	764	481	200	304	255	219	227	232
埋立量 計	875	1,029	928	652	400	464	433	414	361	422

(資料：標茶町町民課)

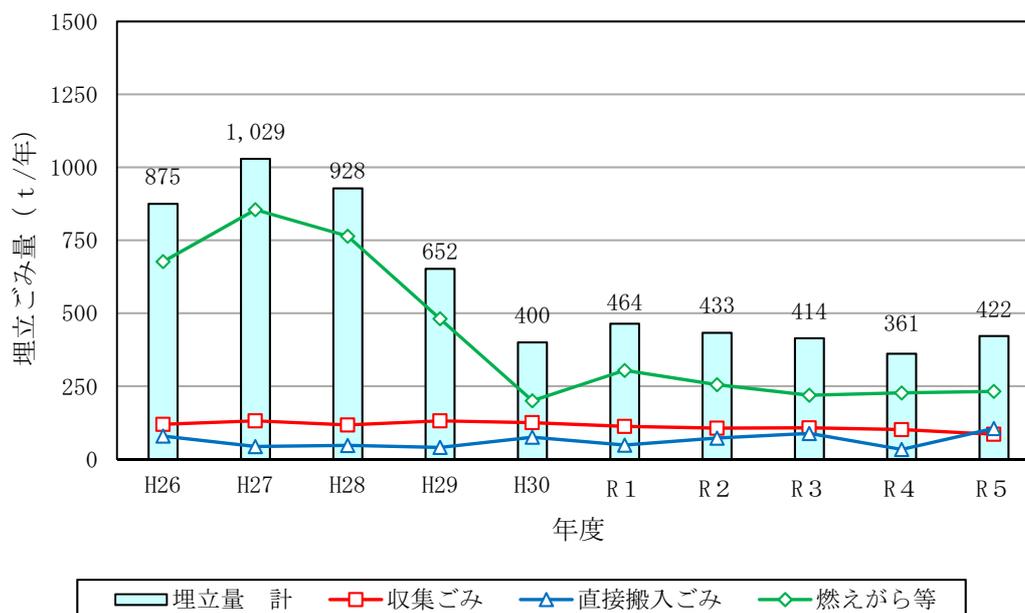


図2.1.3.2 最終処分場における処理量の推移

4 ごみの減量化と再生利用に関する取り組み

① クリーンタウン推進員の配置

本町では、地域会・町内会長からの推薦により町が委嘱する『クリーンタウン推進員』を配置し、地域会・町内会において生活環境の保全に係る活動を行っている。

② 家庭ごみ分別マニュアル

各戸に家庭ごみ分別マニュアルを配布し、ごみの分別方法について簡単に調べられるようにしている。

③ ごみの分別説明会

地域会・町内会、各種団体等の申込を受けて担当係が訪問し、ごみの分別方法について説明を行っている。

④ クリーンセンター視察・見学の受け入れ

学校、各種団体等の申込を受けて、クリーンセンター施設の案内と、ごみの現状や処理方法などの説明を行っている。

⑤ 町民への広報

ごみの分別方法やごみ処理の状況を、町ホームページや広報しべちやを活用し、広報活動を行っている。

⑥ 集団回収の推進

本町では、容器包装リサイクル法などにに基づき資源物の有効利用及び分別収集の徹底を図るべく減量化に取り組んでいる。そして、町内会や学校などの団体では自主的に実施する資源物の集団回収が実施されている。

⑦ その他、資源回収などに係る助成制度

(標茶町ごみ減量化資源化促進対策事業実施及び助成に関する規則(平成4年標茶町規則第9号)第5条)

5 ごみ処理の評価

ごみ処理の評価結果では、『最終処分量』で焼却施設が新しくなり全道平均値を上回る良好な結果を示している。

一方で、『1人1日当たりの総排出量』、『資源回収率』、『1人当たりの処理経費』、『リサイクル率』の評価が全道平均を下回っている。

特に『1人当たりの処理経費』については、焼却施設の整備により全道平均を大きく下回っている。

以下に、各項目の評価結果を示す。

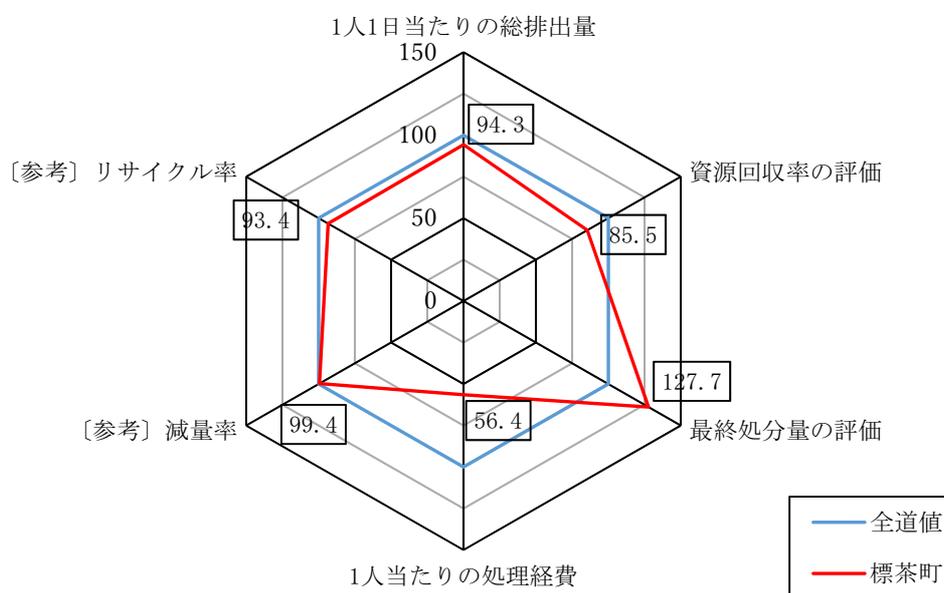


図 2. 1. 5. 1 ごみ処理評価の結果

6 ごみ処理の現状と課題

6.1 ごみ排出抑制の課題

6.1.1 ごみ排出量原単位

6.1.1.1 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

1人1日当たりの排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収及び拠点回収）は、過去10年間（平成26年～令和5年）の平均値が『971g/人・日』である。それに対して、北海道の過去10年間（平成26年～令和5年）の平均値『957g/人・日』、全国過去10年間（平成26年～令和5年）の平均値『909g/人・日』の両方を上回る結果となっている。

表2.1.6.1 1人1日当たりごみ総排出量

（単位：g/人・日、年度）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	963	962	955	976	944	989	1011	1001	954	956
北海道	990	984	970	961	969	960	949	941	937	912
全国	947	939	925	920	919	919	901	890	880	854

*. 標茶町の排出量原単位は、標茶町町民課（収集資料）による算出値である。

*. 北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）による。

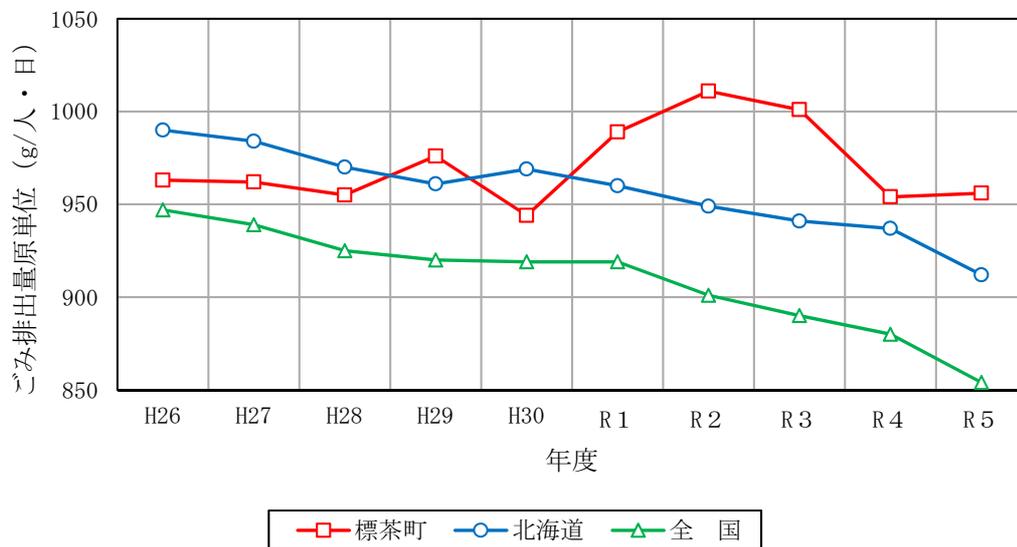


図2.1.6.1 1人1日当たりごみ総排出量

表 2. 1. 6. 2 1人1日当たり家庭系ごみ総排出量

(単位：g/人・日、年度)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
標茶町	815	831	806	824	802	830	837	834	807	798
北海道	685	678	665	664	665	660	674	668	654	628
全 国	668	660	646	641	638	639	649	636	620	592

*. 標茶町の排出量原単位は、標茶町町民課（収集資料）による算出値である。

*. 北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）による。

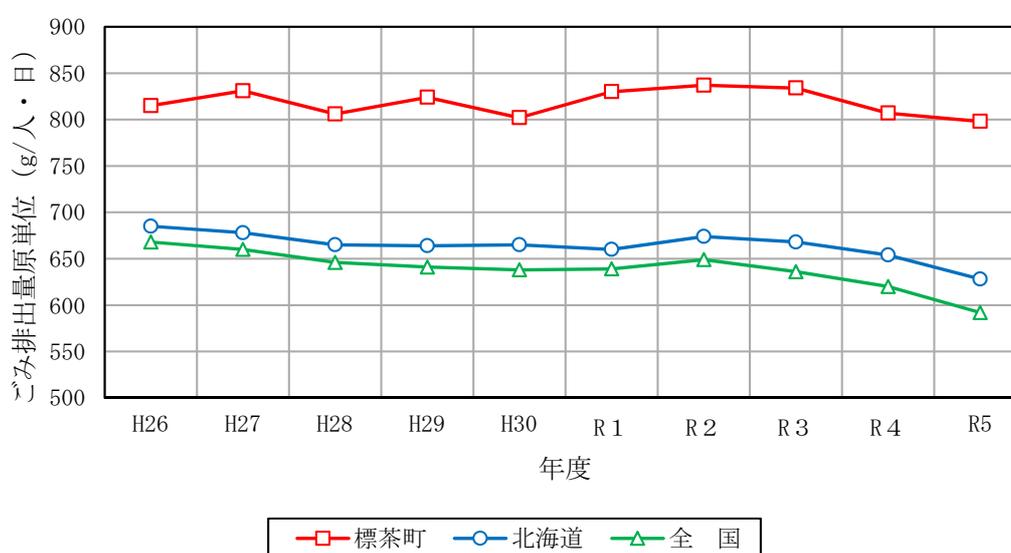


図 2. 1. 6. 2 1人1日当たり家庭系ごみ総排出量

6. 1. 1. 2 1人1日あたりごみ排出量の課題

ごみ排出量原単位及び家庭系ごみ原単位共に、北海道平均・全国平均を大きく上回り、人口減少化で原単位は増加傾向を示す結果となっている。

また、事業系ごみについては「不燃ごみ」が令和2年度以降一度減少したが近年は増加しており、一層の排出抑制の促進が望まれる状況となっている。

なお、家庭系ごみは、本町では事業所兼用住宅も多いことから、事業系ごみの一部が家庭系ごみとして排出されていることも想定される。

6.1.2 ごみ処理状況

6.1.2.1 ごみ処理の現状

「ごみの総処理量」に対する「直接最終処分量」は、焼却処理・中間処理及び直接資源化の状況により表される数値である。全国の場合には、土地取得・確保の状況によるものと想定されるが、北海道に比べて「直接最終処分量」の率が非常に低いことがわかる。北海道内の平均と比較すると本町の「直接埋立率」は、北海道平均値を上回る値となっている。

表 2.1.6.3 直接埋立率

(単位：%、年度)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	7.4	6.6	8.8	8.3	7.8	9.5	7.9	7.4	6.3	7.8
北海道	8.9	8.4	8.5	7.8	7.9	7.5	7.2	6.8	6.9	6.8
全国	1.2	1.1	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8

*. 標茶町の直接埋立率は、標茶町町民課（収集資料）による算出値である。

*. 北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）による。

*. 直接埋立率 = [直接最終処分量 ÷ ごみの総処理量] × 100

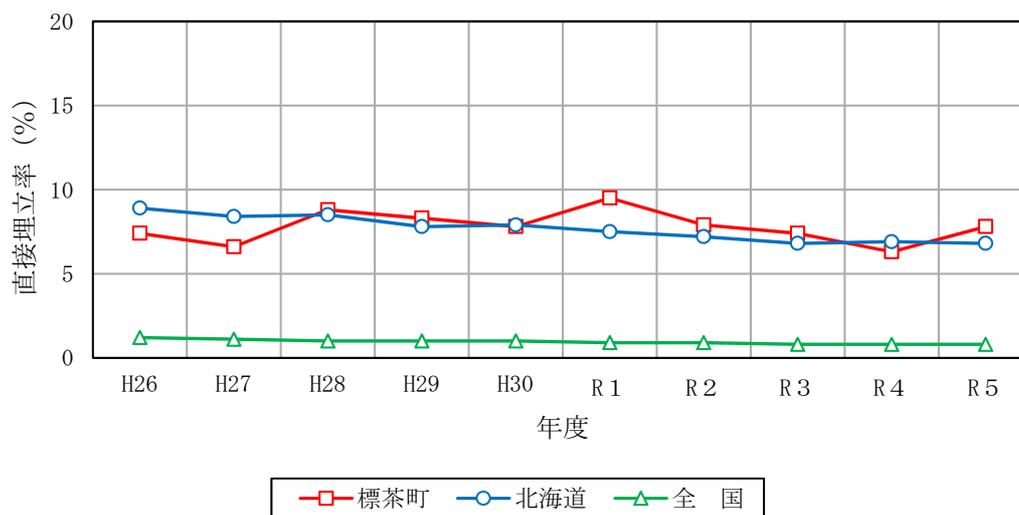


図 2.1.6.3 直接埋立率の推移

6.1.2.2 ごみ処理の課題

「直接埋立率」が大きくなればなるほど、埋立処分場に係る負担は増すことになる。本町では、焼却炉及び資源ストックヤードが整備されており、直接最終処分量を減量化する施策を講じてきているが、今後は粗大ごみの破碎による焼却など、直接最終処分量の減量化に向け施策の検討も課題となっている。

6.1.3 ごみのリサイクル率

6.1.3.1 リサイクル率の現状

本町のリサイクル率は、平成20年度まで全国・北海道のリサイクル率を上回っていたが、平成21・22年度に事業系可燃ごみが大幅に増えたことから、ごみの総量に対するリサイクル率が減少する結果となっている。平成29年度のリサイクル率が下がった要因として、びんの引き渡し量が例年に比べて少なかったからと考えられる。

なお、『ごみのリサイクル率』については、国・北海道で基本方針とする指標の目標値を設定しているが、その目標値には達しない状況となっている。

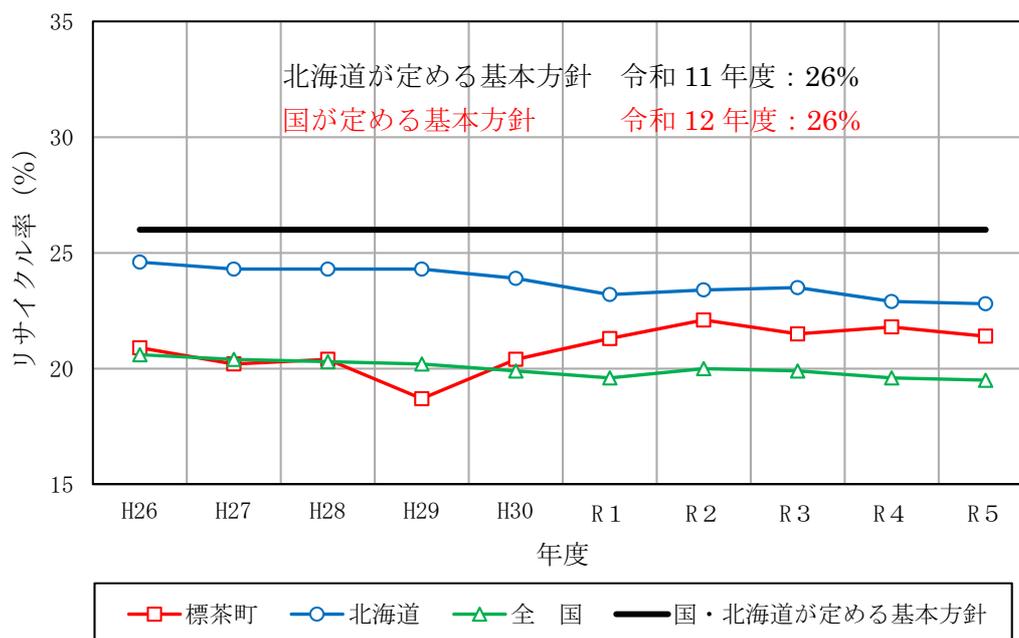


図2.1.6.4 リサイクル率の推移

6.1.3.2 リサイクル率の課題

この結果を踏まえて、本町では更なるリサイクル率向上のための再資源化対策が課題となる。また可燃ごみ・不燃ごみに含まれるプラスチック類などについては、容器包装リサイクル法の動向も注視しながら、資源化可能廃棄物として、その処理の在り方を検討することが必要となっている。

また、標茶町におけるリサイクル率については、町内の各団体において集団回収されている資源ごみの実態把握を行い、本来の町内発生ごみに係るリサイクル率を整理していくことが必要となっている。

6.1.4 最終処分量

6.1.4.1 最終処分量（1人1日当たり）の現状

本町におけるごみ排出量に対する1人1日当たり最終処分量は、平成28・29年度には、川上郡衛生処理組合（し尿処理場）の改修・改築工事に伴って汚泥搬入量が増加していることや、焼却施設の老朽化により焼却残渣が増加傾向にあるため、全国・北海道平均値を大きく上回る状況となっている。平成30年度には焼却施設が更新され焼却残渣が大幅に減少したが、事業系不燃ごみが増えたことにより北海道平均を上回る結果となっている。

表2.1.6.4 最終処分量（1人1日当たり）

（単位：g/人・日、年度）

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
標茶町	299	355	323	231	143	169	159	155	137	164
北海道	181	177	178	162	166	162	156	150	151	147
全国	92	89	85	83	83	82	79	74	74	69

*. 標茶町の最終処分量は、標茶町町民課（収集資料）による算出値である。

*. 北海道・全国は、「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）による。

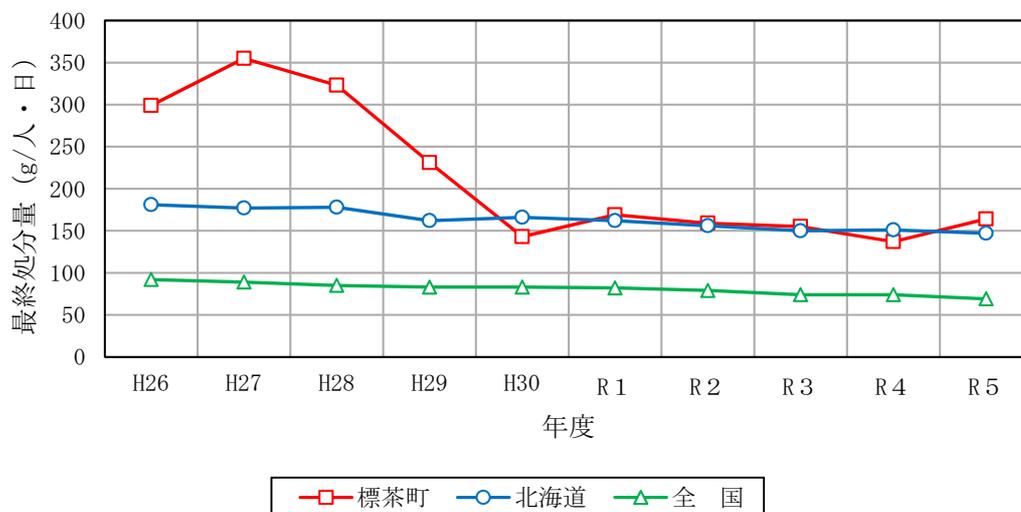


図2.1.6.5 最終処分量（1人1日当たり）の推移

6.1.4.2 最終処分量（1人1日当たり）の課題

最終処分量（1人1日当たり）の課題としては、直接埋め立てされている不燃ごみと粗大ごみの排出量と処理方法にあるものと考えられる。排出量の抑制については、住民・事業者における意識向上に期待することになるが、粗大ごみについては破砕するなど中間処理による最終処分量の減量などの手法を検討することが必要となる。

6.2 収集・運搬

6.2.1 収集・運搬の現状

本町では、平成7年6月より家庭系から排出されるごみについて、指定袋若しくは収入証紙による収集を行っており、ごみの分別・減量化に効果を発揮している。

6.2.2 収集・運搬の課題

- ① 少子化・高齢化がまちづくりの課題となっており、様々な場面での子育て支援、介護支援が求められている。特に乳幼児を持つ家庭や在宅介護世帯では、その生活に関わるごみの排出も課題となっている。
- ② 事業所は減少しているものの、事業系ごみ量は横ばい傾向にある。このため事業所に対しても、ごみの削減に向けた指導を進める必要がある。
- ③ プラスチック製容器包装については、現在の収集・処理システムや環境への負荷、新たな処理技術の動向を見据える必要がある。
- ④ 資源回収については、町内会・団体等による集団資源回収を行っているところであるが、今後は更なる資源回収率の向上を目指す必要がある。
- ⑤ ごみの不法投棄やポイ捨てに対して『自然の番人宣言(*1)』の取り組みにより、ごみの不法投棄やポイ捨て撲滅の防止効果を図っている。この取り組みは、今後も『自然の番人宣言』を引き継ぐことで、今の自然環境を次世代へ伝えることが必要である。

(*1)『自然の番人宣言』

釧路圏域に住む住民として自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然環境を守り、引き継ぐことを宣言するものである。

- ⑥ 生ごみ処理については、家庭内で通年処理出来る家庭内生ごみ処理機やディスポーザーの導入について、助成制度を設けて一般家庭への導入を図りごみの減量化を行っている。今後は、さらに減量化を推進するため、施策の周知・継続をする必要がある。
- ⑦ 分別収集の多様化により、収集効率の低下や経費の増大が予想されるため、収集体制の見直しについても検討する必要がある。

6.3 中間処理

6.3.1 焼却炉

6.3.1.1 焼却処理施設の現状

本町の焼却処理施設は、I期最終処分場の供用開始にあわせて、平成7年3月に竣工・運転開始（処理能力：13.44t/8hr）し、平成29年度末まで23年間供用、平成30年3月に稼働を停止している。新焼却施設が平成30年3月に竣工・運転開始（処理能力：8t/8hr）している。

運転実績は、焼却施設の供用開始から平成13年度までは、全国・全道平均値を下回る焼却処理に伴う燃え殻発生量の率であったが、平成14年度の『ダイオキシン類特別措置法』適用以降は、焼却処理に伴う燃え殻発生量の率が『20～25%』となっており、全国・北海道平均値に対して約2倍の発生量の率となっている。

平成26年頃からは施設の老朽化により燃え殻発生量の率が大幅に大きくなったが、平成30年度には施設の更新により北海道平均値を下回る結果となっていたが、近年事業系不燃ごみが増えたことにより北海道平均を上回る結果となっている。

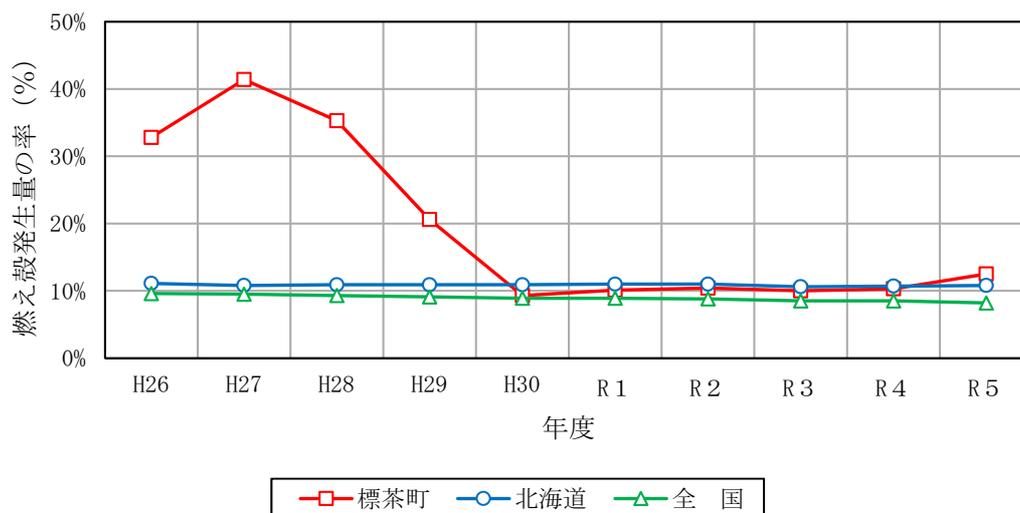


図2.1.6.6 焼却処理に伴う燃え殻発生量の率の推移

6.3.1.2 焼却処理施設の課題

平成30年3月に供用開始した新焼却施設の、効率的な運転方法や維持管理を確立させるため日々研究をしているところだが、施設の長寿命化・延命化を図るための経費が、物資及び人件費高騰により負担が重くなっている。

6.3.2 資源化施設

6.3.2.1 資源化施設の現状

標茶町における資源化施設は、資源ストックヤードと標茶町リサイクルセンターがクリーンセンターの敷地内に整備され、資源ごみの選別と保管を行っている。設備としては、缶の選別・圧縮機（200kg/hr）とペット圧縮梱包処理機（100kg/hr）が整備されている。

これらの施設では、近年搬入量が微減傾向にあるが大きな変動は無く、安定した稼働状況にある。

また令和3年3月にマテリアルリサイクル推進施設が竣工している。

6.3.2.2 資源化施設の課題

缶の選別・圧縮機及びペット圧縮梱包処理機は、稼働から約20年が経過し老朽化が進んでいたが、令和6年度において大規模な修繕により延命化を図り安定した処理が行われているが、将来的に機械が高額なため計画的な更新を考える必要がある。

6.4 最終処分場

6.4.1 最終処分場の現状

本町では、平成7年度より10年間（平成16年度）を埋立期間とする処分場で埋立処分を行ったが、ごみの排出に係る住民意識の向上や、ごみの資源化に係る施策効果もあり、平成30年3月までの23年稼働し休止となった。平成30年4月より15年間（令和14年度）を埋立期間とする新処分場（第Ⅱ期）を供用開始している。

6.4.2 最終処分場の課題

平成30年3月に埋め立てを終了した第Ⅰ期埋立処分場の廃止を行うため、令和5年度で全面覆土を実施したところである。今後廃止基準に沿った浸出水や発生ガスのモニタリングを計画的に行う必要がある。

6.5 ごみ処理経費

6.5.1 ごみ処理経費の現状

- ① 1t当たりの処理原価は、ごみ処理量の減少と整合せず経年的に増加している。平成30年度までは旧焼却施設の補修整備費の増加によるものである。令和元年度以降は新焼却施設の維持管理費用や保守点検費用の増加によるものである。
- ② また、1人当たりの処理原価は増加傾向であると捉えることができる。

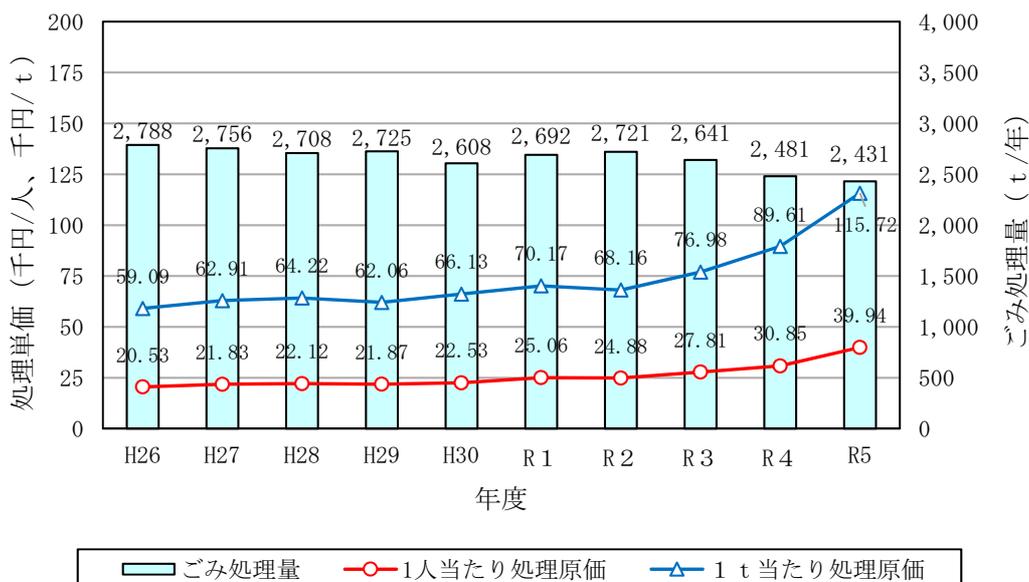


図2.1.6.7 ごみ処理原価の推移

*. 集団回収に係るごみ量と経費は含んでいない。

6.5.2 ごみ処理経費の課題

今後は、ごみ焼却処理施設に係る施設修繕費の増加や資源リサイクルの推進によるごみ減量化に伴い、環境への負荷低減に配慮した安全・安心で、適正なごみ処理に取り組むための経費の増加が予想される。

本町としても、住民や事業者と一体となって効果的なごみの排出抑制や、リサイクルに取り組むとともに民間の処理業者を活用するなど、今まで以上に効率的な処理を行うことで、経費の削減に努めることが課題となっている。

6.6 小動物の処理

6.6.1 小動物処理の現状

野生動物(特にエゾシカ)の処理件数は、年々、生息頭数と同様に増加傾向にあるが、平成26年度よりシカ肉の有効活用により処理重量は減少していたが、近年は増加傾向にある。

これらの死がいは、廃棄物処理法で『ごみ』として扱われるため、本町では焼却処理施設で焼却後、管理型最終処分場で埋立処分されている。

表 2.1.6.5 野生動物の処理実績

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
エゾシカ	頭数(頭)	133	142	131	106	19	43	20	69	121	140
	重量(kg)	10,080	11,650	10,550	10,020	7,520	7,940	8,710	9,260	11,120	12,230
キツネ・タヌキ	頭数(頭)	98	85	55	61	72	61	61	48	50	29
	重量(kg)	980	850	550	610	720	610	610	480	500	290

資料：標茶町町民課

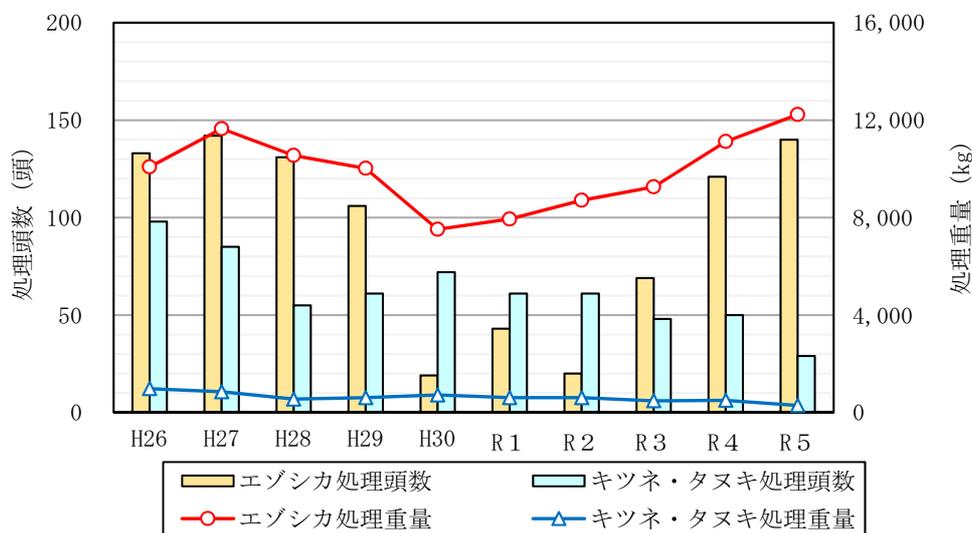


図 2.1.6.8 野生動物の処理実績

6.6.2 小動物処理の課題

小動物の死がいの焼却処理では、計画量としてカウント出来ない(年間数量を算出するのは困難)ことと、処理量が多くなれば焼却炉の運転能力への影響や、焼却効率への影響が心配される。

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理計画の目標

- 計画期間 ; 平成26年度～令和10年度（15年間）
- 中間目標年度 ; 令和2年度、令和7年度

2 人口推計

ごみ処理基本計画における人口推計は、「標茶町第4期総合計画」及び「日本の市区町村別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」（以下、『人口問題研究所』という。）に基づき、令和10年度人口を『6,320人』と推計する。

表2.2.2.1 一般廃棄物処理基本計画における人口

（単位：人）

年 度	計画人口	備 考
平成24年度	8,291	
令和元年度	7,538	
6	6,865	現状（9月30日）
10	6,320	目標年度
14	5,890	第2期埋立地理立完了

3 ごみ発生量の予測

目標年度の令和10年度において、家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみの排出量は、2,260t/年が見込まれる。これは現状（令和6年度）と比較すると、▲217t/年（▲9%）となる。計画目標年度である令和10年までに、令和元年度実績の『-3.0%』を、ごみ排出量原単位の減量化目標として設定し推定する。

表 2. 2. 3. 1 ごみ排出量の将来見通し

区 分	平成 24 年度	令和元年度	令和 6 年度	令和 10 年度	令和 14 年度
	(実績)	(実績)	(現状)	(目標年度)	(埋立完了)
行政区域内人口	8,325 人	7,538 人	6,865 人	6,320 人	5,890 人
家庭系ごみ原単位	796 g/人・日	830 g/人・日	813 g/人・日	805 g/人・日	805 g/人・日
家庭系ごみ排出量	2,419 t/年	2,285 t/年	2,036 t/年	1,859 t/年	1,734 t/年
事業系ごみ排出量	430 t/年	437 t/年	441 t/年	401 t/年	401 t/年
一般廃棄物排出量	2,849 t/年	2,722 t/年	2,477 t/年	2,260 t/年	2,135 t/年

*. 外国人人口を含む行政人口となっている。

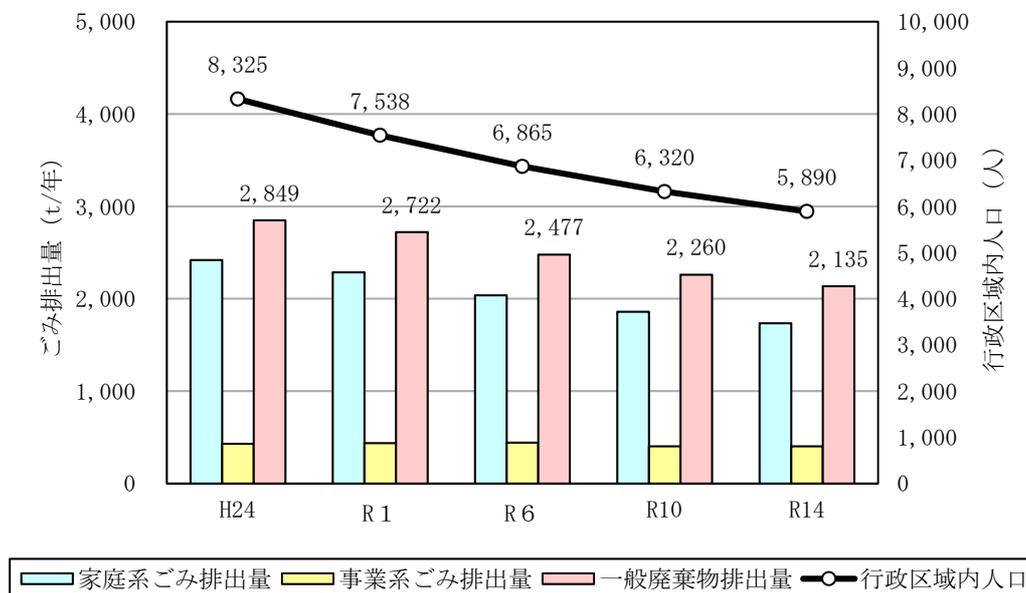


図 2. 2. 3. 1 ごみ排出量の将来見通し

4 今後のごみ処理体制

4.1 処理体制の改善

現状では、不燃ごみ、粗大ごみの一部及び焼却残渣などを最終処分場に埋立処分しているが、施設を維持するために必要な処理単価（円/人、円/t）は上昇している。

4.2 将来におけるごみ処理体制の改善

① 小動物（特にエゾシカ）処理の改善

道東に位置する本地域では、野生動物（特にエゾシカ）の処理・処分は統一した課題事項となっている。本町では焼却処理施設で出来る限り焼却処理し、減容化する計画である。

しかし、周辺町村では焼却処理施設を持たず釧路広域連合の焼却処理施設まで長時間をかけて運搬・処理しているが、本町ではそれらの自治体の内、行政界を接する町村などと効率的な野生動物の処理・処分方法について、今後は広域的な連携について検討を進めていくことが出来ると考えている。

② 不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・分別処理

現状では、家庭系・事業系ごみとして排出されたものを、一般廃棄物最終処分場で埋立処分されているが、処分場の有効活用・延命化を図っていくためには、埋立内容物の減容化や資源物の回収は有効な方法である。

そのための方法として、現在、手選別により分別作業している『不燃ごみ及び粗大ごみ』を、機械的に破碎・分別処理することについて検討を進めることが必要である。

③ 可燃ごみの処理

現状では、可燃ごみとして焼却処理されるごみには、『紙・布類』が乾ベースで約54%含まれてる。これらの中には、古紙リサイクルや衣類くずのリサイクル（ウエスなど）とすることができるごみも含まれていると想定される。また、『ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類』が約35%含まれており、プラスチック資源とできるごみが含まれていると想定される。

これらの処理は、標茶町クリーンセンター内で分別することは難しい（手選別作業体制の確立など）が、各家庭でできるリサイクル作業であることから、リサイクルの推進に係る啓蒙啓発及びクリーンセンターに係る負荷（焼却処理費の微増）などを、広く住民に周知していくことが必要である。

5 ごみ処理施設整備の基本方針

5.1 処理施設の整備対象

5.1.1 最終処分場の整備（整備済み）

整備対象地域を標茶町1町として、標茶町が最終処分場を整備した。

施設の整備期間は、平成26年度から平成29年度まで（工事期間は、平成28～29年度の2ヶ年）を計画し、平成30年3月に竣工したところである。

表2.2.5.1 施設整備概要（最終処分場）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	最終処分場施設
形式及び処理方式	形 式 : 管理型最終処分場 処理方式 : 準好気性埋立 埋立面積 : A=4,200m ² 埋立容量 : V=17,000m ³ 埋立期間 : 2018（平成30）年から15年間の埋立
整備施設の役割	焼却残渣、不燃ごみ、粗大ごみ（不燃）
計画支援事業	測量調査、地質調査、生活環境影響調査、施設実施設計、発注仕様書作成

5.1.2 焼却処理（熱回収）施設の整備（整備済み）

整備対象地域を標茶町1町として、標茶町が熱回収施設として焼却処理施設を整備した。

施設の整備期間は、平成26年度から平成29年度まで（工事期間は、平成28～29年度の2ヶ年）を計画し、平成30年3月に竣工したところである。

表2.2.5.2 施設整備概要（焼却施設）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	焼却処理施設（エネルギー回収推進施設）
形式及び処理能力	形 式 : ストーカ炉方式（灰溶融炉なし） 処理能力 : 8 t/8 hr（1炉）
整備施設の役割	可燃ごみ・生ごみ・粗大ごみの一部を焼却処理する施設で、可燃ごみからエネルギー回収するとともに、可燃物の減容・減量化を促進する。
計画支援事業	測量調査、地質調査、生活環境影響調査、施設実施設計、発注仕様書作成

5.1.3 旧焼却処理施設の解体

新設焼却炉の稼働により、廃炉となる旧焼却処理施設を廃止・解体する。

廃止・解体に係る期間は、平成30年度から令和2年度まで（解体工事は、令和2年度の1ヶ年）を計画し、令和2年9月に完了したところである。

表2.2.5.3 廃止・解体施設の概要（旧焼却処理施設）

項 目	内 容
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	焼却処理施設
形式及び処理能力	形 式 : 機械化バッチ焼却水冷式 処理能力 : 13.44t/8hr (1炉)
廃止・解体施設の役割	可燃ごみ・生ごみ・粗大ごみの一部を焼却処理する施設
計画支援事業	焼却炉解体事前調査（汚染物濃度調査） 焼却炉解体基本計画作成

5.1.4 マテリアルリサイクル（資源化）推進施設の整備（整備済み）

廃止・解体する旧焼却炉の跡地利用として、近接する既存の資源リサイクルセンターと連動した施設として、資源物のマテリアルリサイクル施設を整備し、リサイクル分別作業の効率化などを図る。

なお、当施設の整備においては旧焼却処理施設の解体を伴うものとし、解体を含む施設の整備期間は、令和元年度から令和2年度まで（工事期間は、令和2年度の1ヶ年）を計画し、令和3年3月に竣工したところである。

表2.2.5.4 施設整備概要（マテリアルリサイクル推進施設）

項 目	内 容（資源化施設）
事業主体名	標 茶 町
施設整備名称	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）
建築形式及び施設面積	形 式 : 鉄骨造 地上1階建 建築面積 : 300m ²
施設整備の役割	資源の再利用化を促進するため、保管場所となるストックヤードを廃止焼却炉解体跡地に整備する。
計画支援事業	測量調査、地質調査、施設実施設計（造成、建築）

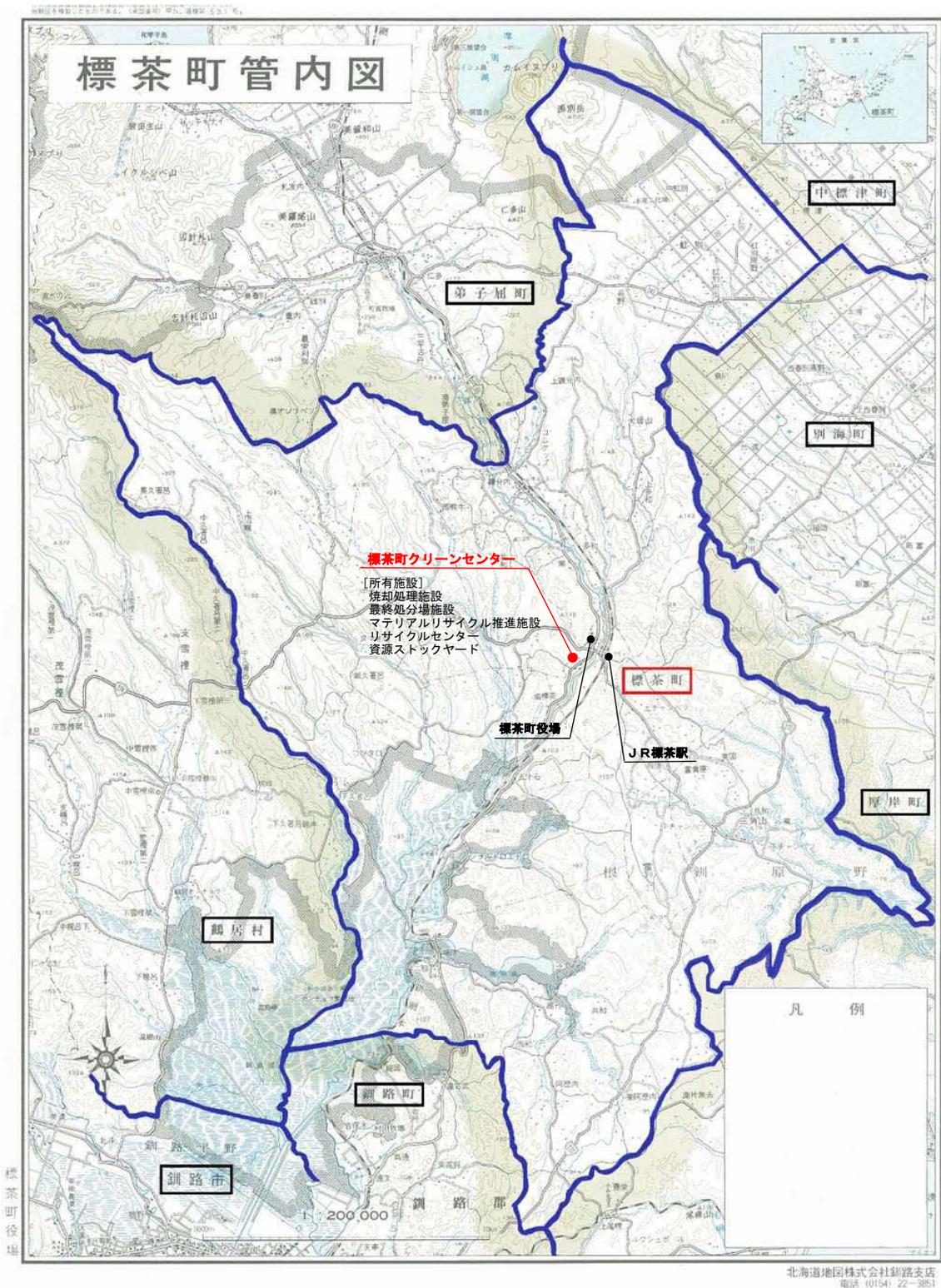


図 2.2.5.1 標茶町クリーンセンター位置図 (NON SCALE)

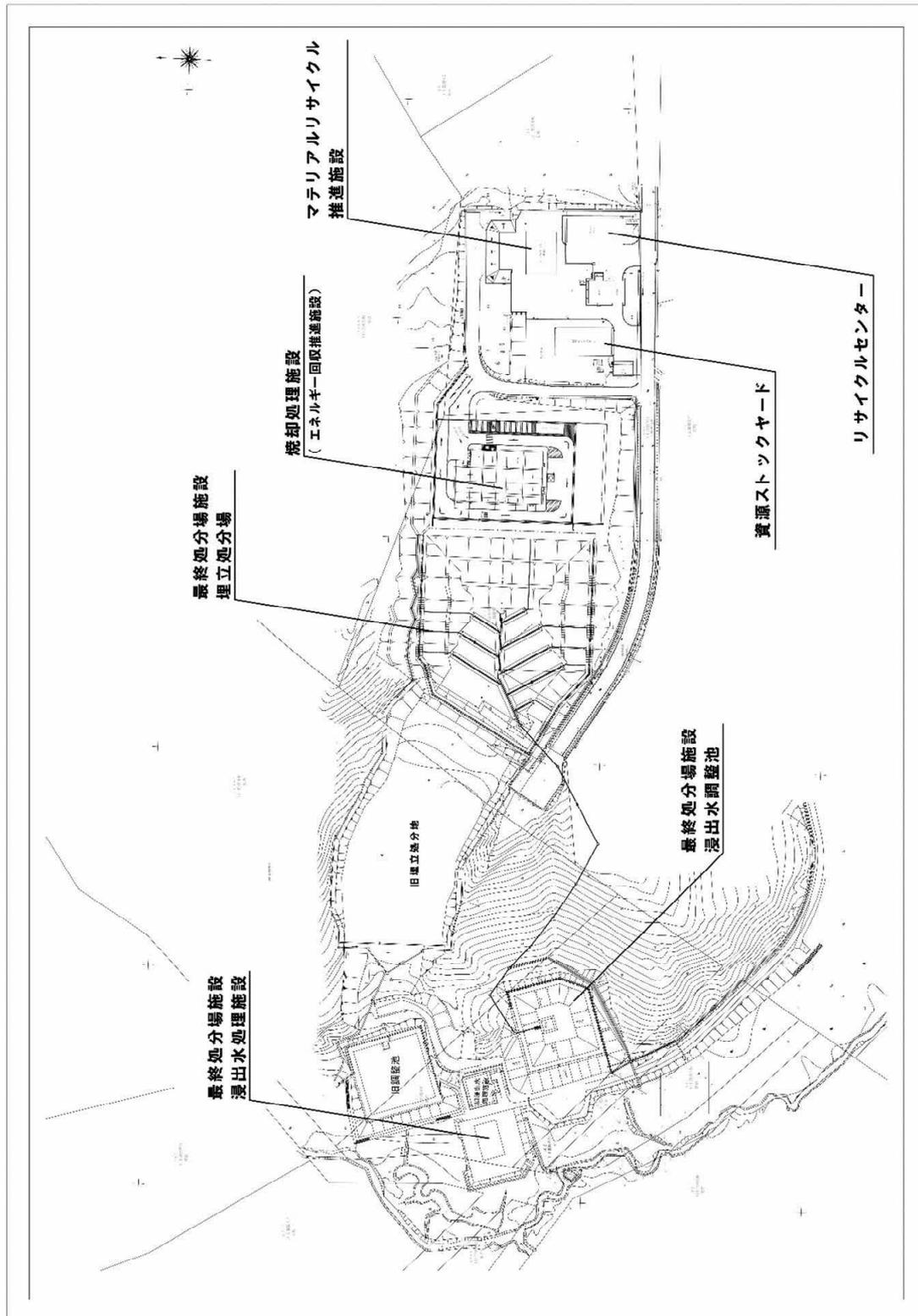


図 2.2.5.2 標茶町クリーンセンター配置図 〈NON SCALE〉

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

1 生活排水処理施設整備の基本方針

本町における、生活排水の処理施設整備の基本方針については、次のとおりとする。

- ① 公共下水道（特環含む）・農業集落排水などの集合処理区域については、集合処理施設整備に係る「事業計画」に基づき施設整備を継続しながら、処理区域内の未接続者（単独処理浄化槽の利用者を含む）に対しては、集合処理施設への接続を指導する。
- ② 将来とも集合処理施設の整備が困難な地域については、地域の実情を勘案して合併処理浄化槽の普及促進を図る。
- ③ 現在、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるため、個々の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を指導していく。
- ④ 家庭で出来る台所での排水対策、洗濯時の排水対策など、住民への周知を図るため広報・啓発活動を実施する。

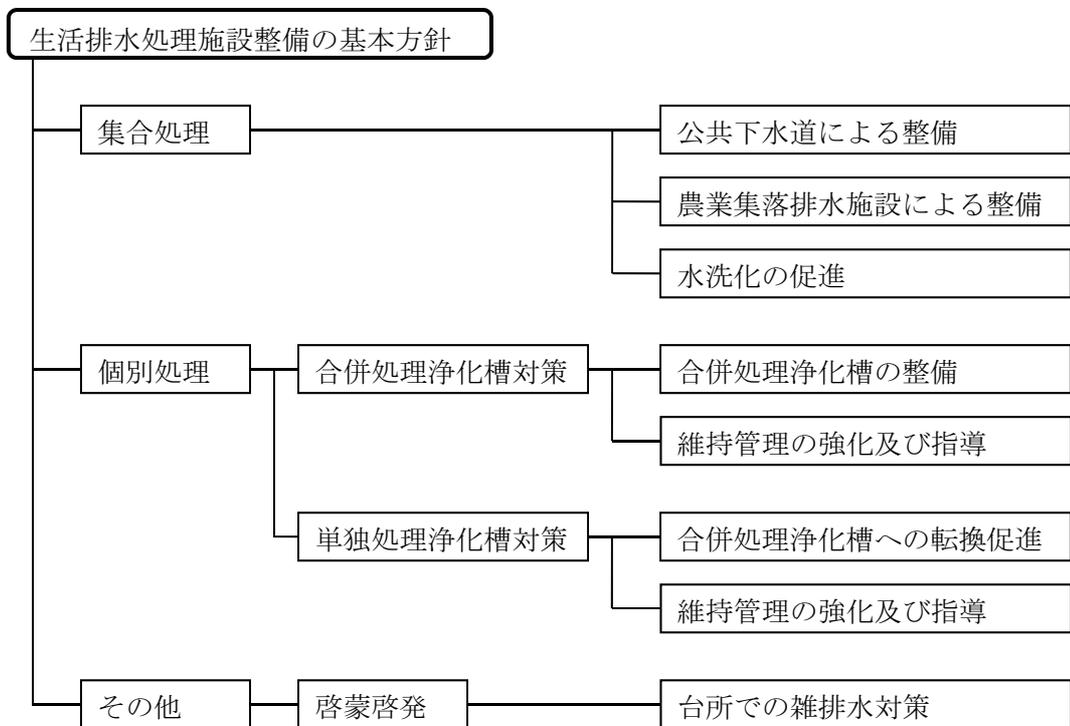


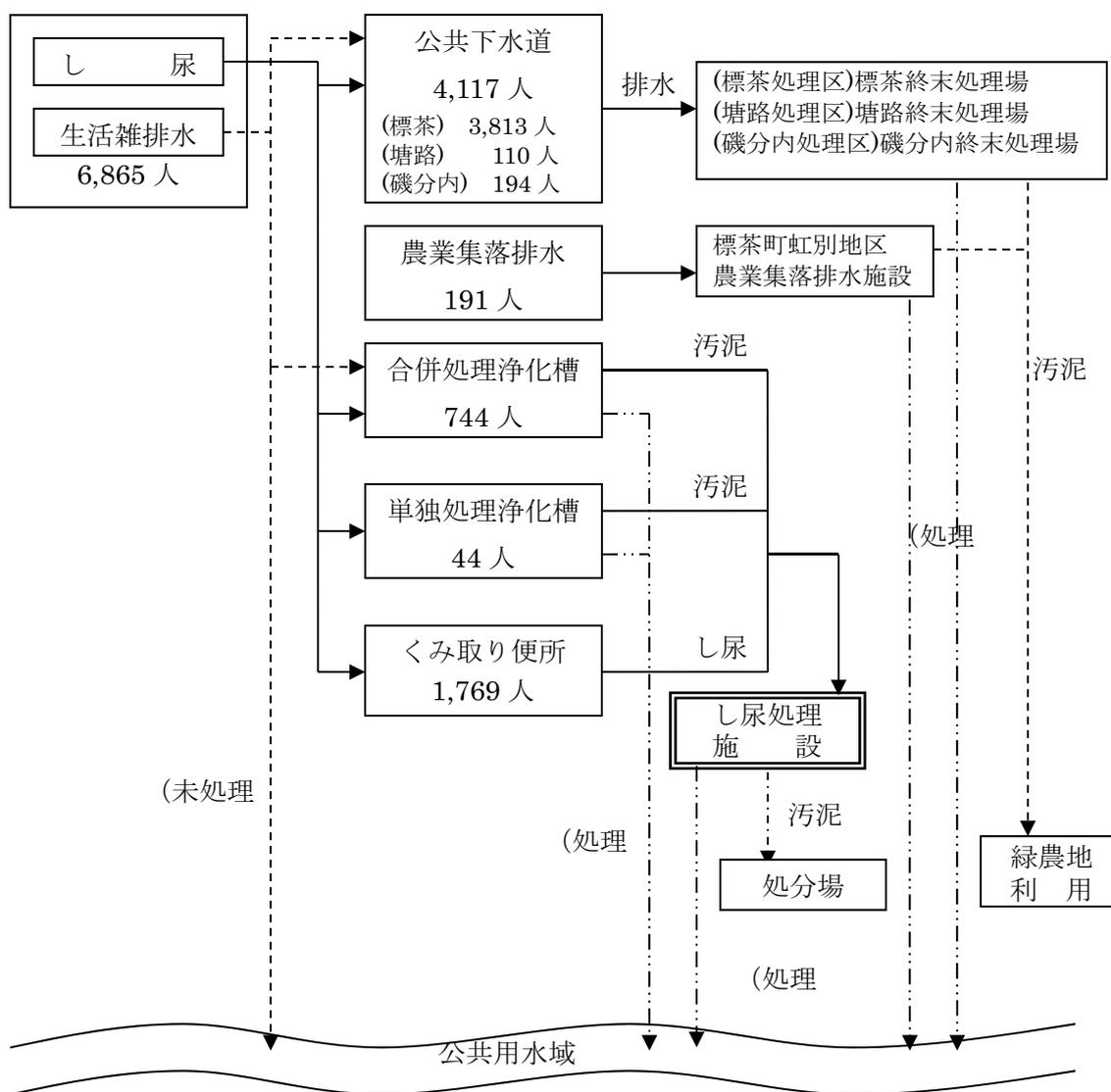
図3.1.1.1 生活排水処理施設整備の基本方針

第2章 生活排水の排出状況

1 生活排水処理体系の現状

本町の生活排水処理体系の現状としては、現在までに集合処理区域を標茶終末処理場（標茶処理区）・塘路終末処理場（塘路処理区）・磯分内終末処理場（磯分内処理区）及び、標茶町虹別地区農業集落排水施設（虹別地区）において、汚水を処理する公共下水道の処理施設と農業集落排水処理施設が供用開始している。

現状の行政区域内における処理体系は次に示すとおりとなっている。



*. 外国人人口を含む。

図 3. 2. 1. 1 生活排水処理体系（令和6年度末現在）

2 生活排水の処理体系別人口の推移

標茶町における生活排水の現状は、令和6年度末現在で生活排水までを処理する公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽人口が行政人口の約74%（5,052÷6,865）に達しているが、残り26%（1,813人）については、台所・風呂・洗濯に係る雑排水を未処理のまま放流している状況である。下表に、生活排水の処理形態別人口の推移を示す。

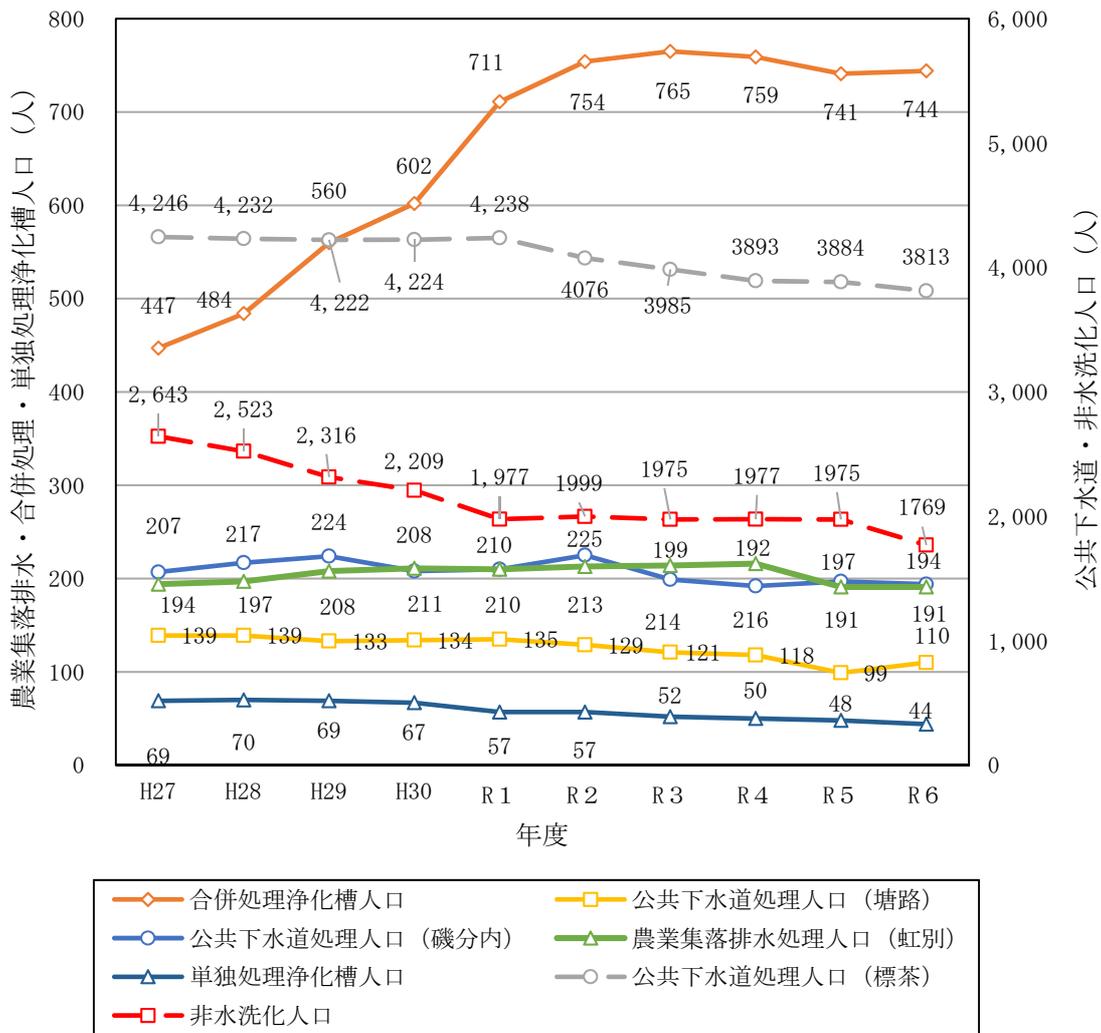


図 3.2.2.1 生活排水の処理形態別人口の推移

2.1 し尿処理の状況

標茶町では、行政区域全域から収集されたし尿及び浄化槽汚泥を、標茶町磯分内にある川上郡衛生処理組合（標茶町、弟子屈町の一部事務組合）の「川上郡衛生センター」に運搬している。

以下に、過去10年間のし尿及び浄化槽汚泥の収集実績では、し尿収集量は年々減少傾向を示し、浄化槽汚泥の収集量では平成21年度以降において増加・横這い傾向で推移している。

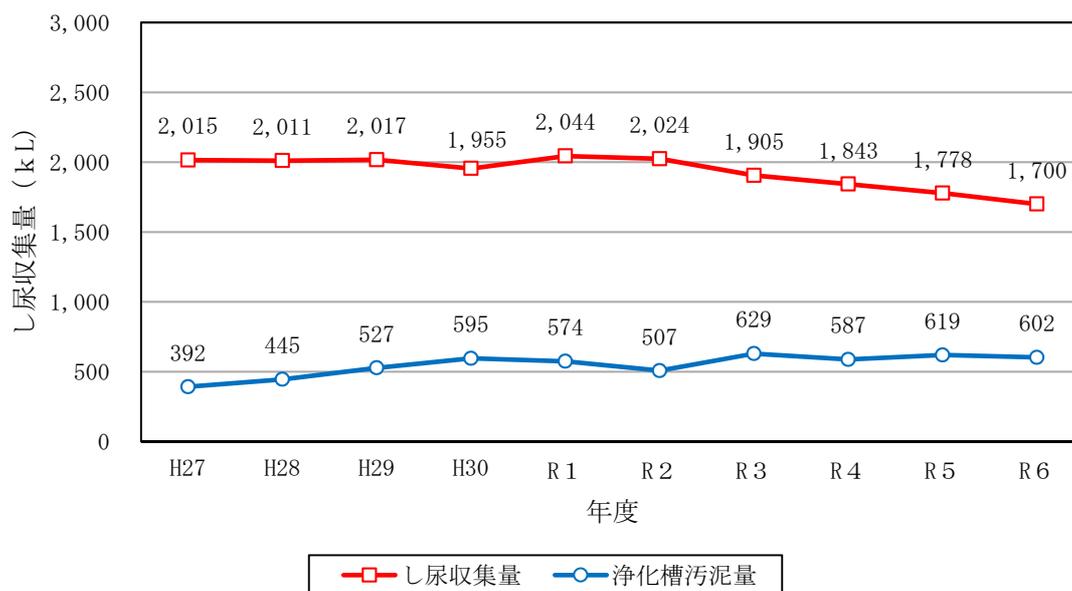


図 3.2.2.2 し尿の収集実績（過去10年間）

2.2 し尿処理施設の概要

本町のし尿処理場は昭和48年度に供用開始し、令和6年度末51年が経過する施設である。

表 3.2.2.1 川上郡衛生センター施設の概要

施設名称	川上郡衛生センター
施設所管	川上郡衛生処理組合（標茶町、弟子屈町の一部事務組合）
所在地	北海道川上郡標茶町字熊牛原野西18線9番の1～3
処理開始年	1973年（昭和48年）
処理能力	40 kℓ/日
放流先	一級河川釧路川水系 磯分内川

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

基本方針に基づき、標茶町における生活排水処理の目標とその内訳、さらに処理形態別人口を以下に示す。

表 3.3.1.1 生活排水処理の目標

区 分	平成 24 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 6 年度 (現状)	令和 10 年度 (計画目標)
①行政区域内人口 (人)	8,291 (8,325)	7,538	6,865	6,320
②計画処理 区域内人口 (人)	8,291 (8,325)	7,538	6,865	6,320
③水洗化・生活雑排水 処理人口 (人)	5,148	5,504	5,052	5,064
④生活排水処理率	62.1% (61.8%)	73.0%	75.1%	80.1%

*. H24 の () 内は、外国人人口を含めている。

*. R1 以降外国人人口を含む。

表 3.3.1.2 生活排水処理の内訳

区 分	平成 24 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 6 年度 (現状)	令和 10 年度 (計画目標)
1 計画処理区域内人口	8,291 (8,325)	7,538	6,865	6,320
2 水洗化・生活排水 処理人口	5,148	5,504	5,052	5,364
(1)コミュニティ・プラント	—	—	—	—
(2)合併処理浄化槽	286	711	744	894
(3)下水道 (標茶)	4,376	4,238	3,813	3,700
(3)下水道 (塘路)	136	135	110	90
(3)下水道 (磯分内)	144	210	194	190
(4)農業集落排水施 設	206	210	191	190
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口 (単独浄化槽)	108	57	44	31
4 非水洗化人口	3,035 (3,069)	1,977	1,769	1,225
5 計画処理区域外人口	—	—	—	—

*. H24 の () 内は、外国人人口を含めている。

*. R1 以降外国人人口を含む。

1.1 集合処理区域について

公共下水道及び農業集落排水施設により整備されている区域については、実績の水
洗化（接続）から将来値を推計している。

1.2 個別処理（合併処理浄化槽整備）する区域

① 平成 26 年度から目標年度の令和 10 年度までの浄化槽整備基数

平成 26～令和 7 年度 (12 年間実績) 178 基

令和 8～10 年度 10 基 × 3 年間 = 30 基

事業	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	30	90	R8～R10

② 令和 8 年度から令和 10 年度までの合併処理浄化槽撤去基数

1 基 × 3 年間 = 3 基

1.3 単独処理浄化槽について

① 集合処理区域内の単独処理浄化槽（5～10 人槽：2 基・6 人）

公共・標茶区域内 1 基

： 着手から奇数年の 1、3 年目に接続換えと計画する。

特環・磯分内区域内 1 基

： 着手から偶数年の 2 年目に接続換えと計画する。

② 集合処理区域外の単独処理浄化槽（5～10 人槽：11 基・33 人）

今後の計画としては、

合併処理浄化槽への転換 : 1 基/年

2 し尿・汚泥の処理計画

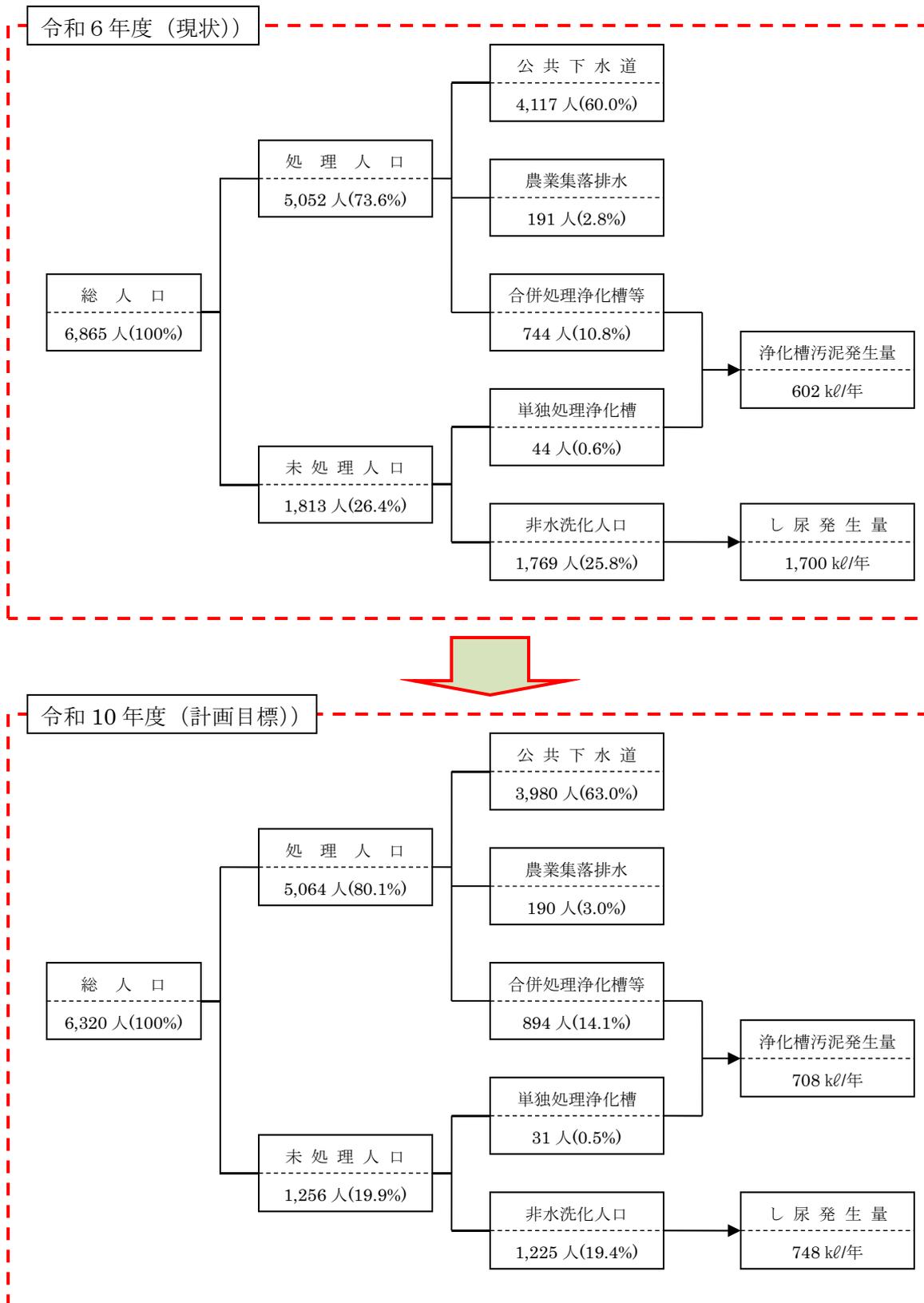


図 3.3.2.1 生活排水の処理状況フロー（令和6→10年度）

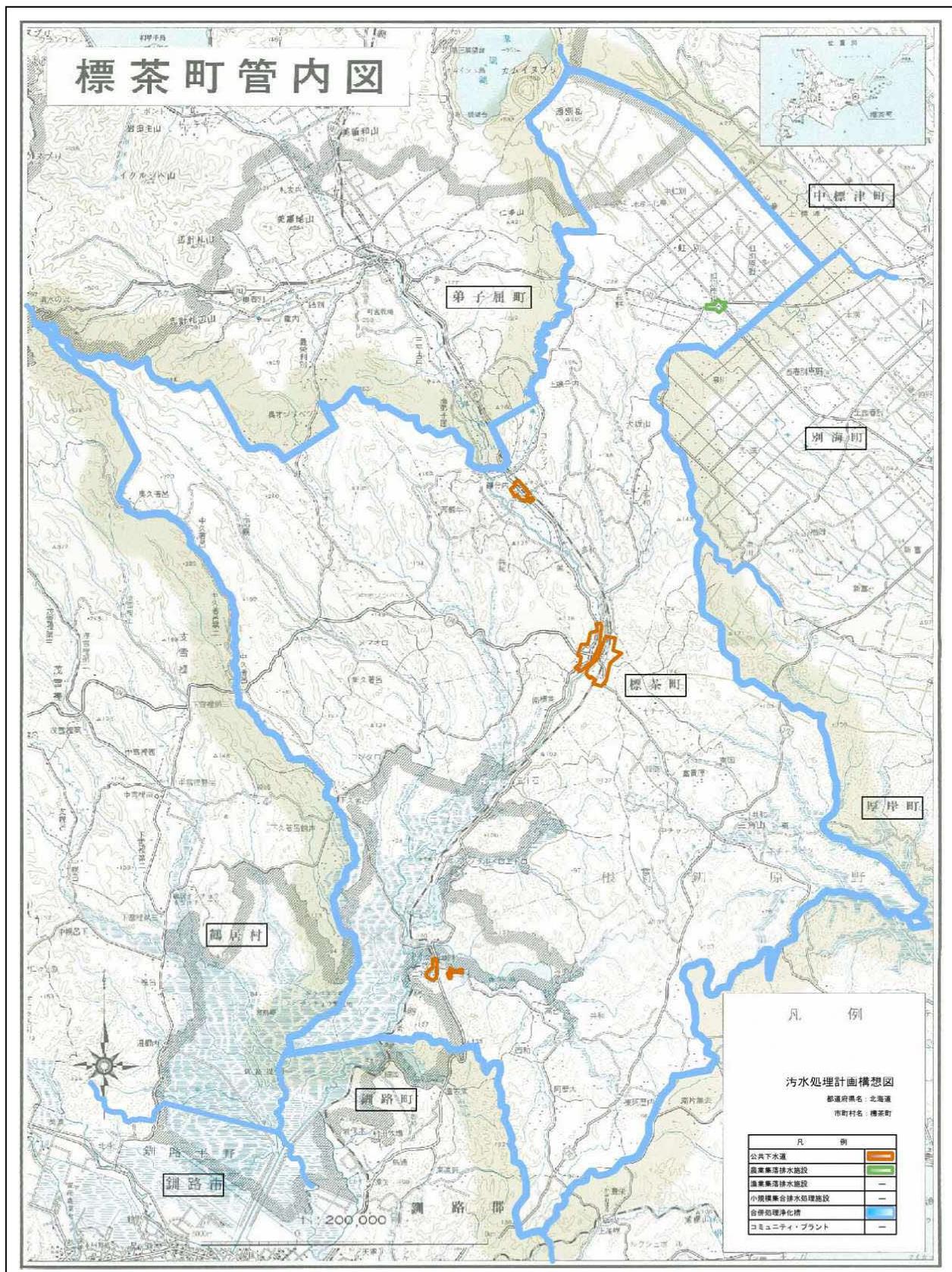


図 3. 3. 2. 2 生活排水処理基本計画図 (NON SCALE)

表2.2.3.39 ごみ処理量の見通し

区 分		計画割合	単位	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	30実績	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
(1)	行政区域内人口		人	8,325	8,156	8,023	7,945	7,862	7,732	7,655	7,538	7,453	7,311	7,205	7,042	6,865	6,656	6,547	6,437	6,328	6,218	6,108	6,004	5,899	
(2)	自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3)	計画収集人口		人	8,325	8,156	8,023	7,945	7,862	7,732	7,655	7,538	7,453	7,311	7,205	7,042	6,865	6,656	6,547	6,437	6,328	6,218	6,108	6,004	5,899	
家庭系	家庭系収集ごみ排出量原単位	93%		733	750	746	759	735	746	742	763	754	761	739	730	756	746	749	746	738	737	737	737	737	
	家庭系直接搬入ごみ排出量原単位	7%	g/人・日	52	58	58	61	60	67	49	57	72	61	57	57	58	56	58	58	56	57	57	57	57	
	家庭系ごみ排出量原単位			785	808	804	820	795	813	791	820	826	823	796	787	814	802	807	804	794	794	794	794	794	
	集団回収(資源ごみ)量原単位			11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
	収 集	(4) 可燃ごみ	63.8%		1,473	1,477	1,419	1,437	1,370	1,391	1,347	1,339	1,281	1,244	1,220	1,187	1,160	1,156	1,142	1,118	1,088	1,067	1,048	1,031	1,012
		(5) 不燃ごみ	4.3%		110	117	99	109	98	109	100	90	84	72	77	65	65	78	77	75	73	71	70	69	68
		(6) 資源ごみ	27.3%	t/年	572	560	583	558	552	510	531	573	601	568	541	521	526	495	489	479	466	456	448	441	433
		(7) 粗大ごみ	4.2%		57	64	64	77	74	83	83	88	77	132	97	94	62	76	75	74	72	70	69	68	67
		(8) 資源ごみ残渣	0.4%		16	16	19	20	14	13	13	8	8	16	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7
		(9) 収集ごみ 計	—	t/年	2,228	2,234	2,184	2,201	2,108	2,106	2,074	2,098	2,051	2,032	1,944	1,876	1,820	1,812	1,790	1,753	1,705	1,673	1,643	1,615	1,587
		(10) 可燃ごみ	90.5%	t/年	142	152	154	164	160	175	126	136	167	132	134	129	169	123	126	123	117	117	115	113	111
		(11) 不燃ごみ	9.5%		15	21	17	14	13	14	11	21	29	32	15	17	19	13	13	13	12	12	12	12	12
		(12) 直接搬入ごみ 計	—	t/年	157	173	171	178	173	189	137	157	196	164	149	146	188	136	139	136	129	129	127	125	123
	集 団 回 収	(13) 集団回収資源ごみ 計	—	t/年	34	34	32	32	31	30	30	30	29	29	29	28	28	27	26	26	25	25	25	24	24
		(14) 可燃ごみ	—		1,615	1,629	1,573	1,601	1,530	1,566	1,473	1,448	1,376	1,354	1,316	1,329	1,279	1,268	1,241	1,205	1,184	1,163	1,144	1,123	
		(15) 不燃ごみ	—		125	138	116	123	111	123	111	113	104	92	82	84	91	90	88	85	83	82	81	80	
		(16) 資源ごみ	—	t/年	606	594	615	590	583	541	561	603	631	597	570	549	554	522	515	505	491	481	473	465	457
		(17) 粗大ごみ	—		57	64	64	77	74	83	83	88	77	132	97	94	62	76	75	74	72	70	69	68	67
		(18) 資源ごみ残渣	—		16	16	19	20	14	13	13	8	8	16	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7
(19) 家庭系ごみ 総量		—	t/年	2,419	2,441	2,387	2,411	2,312	2,326	2,241	2,285	2,277	2,225	2,122	2,050	2,036	1,975	1,955	1,915	1,859	1,827	1,795	1,764	1,734	
事業系		(20) 可燃ごみ	61%	t/年	77	65	74	62	42	77	54	86	96	108	91	87	106	57	57	57	57	57	57	57	57
		(21) 不燃ごみ	39%		23	74	72	41	26	62	25	41	53	16	32	85	37	37	36	36	36	36	36	36	36
	(22) 収集ごみ 計	—	t/年	100	139	146	89	83	103	116	91	137	161	107	119	191	94	94	93	93	93	93	93	93	
	(23) 可燃ごみ	70%		221	227	229	224	221	218	210	183	222	196	172	163	167	219	218	217	217	217	217	217	217	
	(24) 不燃ごみ	19%	t/年	86	33	18	31	86	77	31	121	62	38	48	76	40	58	58	57	57	57	57	57	57	
	(25) 産廃(可燃ごみ)	11%		23	25	40	33	37	32	40	42	53	50	61	51	43	34	34	34	34	34	34	34	34	
	(26) 直接搬入ごみ 計	—	t/年	330	285	287	288	344	327	281	346	337	284	281	290	250	311	310	308	308	308	308	308	308	
	(27) 可燃ごみ	—		298	292	303	286	263	295	264	249	318	304	263	250	273	276	275	274	274	274	274	274	274	
	(28) 不燃ごみ	—	t/年	109	107	90	58	127	103	93	146	103	91	64	108	125	95	95	93	93	93	93	93	93	
	(29) 産廃(可燃ごみ)	—		23	25	40	33	37	32	40	42	53	50	61	51	43	34	34	34	34	34	34	34	34	
(30) 事業系ごみ 総量	—	t/年	430	424	433	377	427	430	397	437	474	445	388	409	441	405	404	401	401	401	401	401	401		
ごみ量の の総和	家 庭 + 事業系	(31) 可燃ごみ	—	1,913	1,921	1,876	1,887	1,793	1,861	1,737	1,724	1,766	1,680	1,617	1,566	1,602	1,555	1,543	1,515	1,479	1,458	1,437	1,418	1,397	
		(32) 不燃ごみ	—	234	245	206	181	238	226	204	257	216	195	156	190	209	186	185	181	178	176	175	174	173	
		(33) 資源ごみ	—	606	594	615	590	583	541	561	603	631	597	570	549	554	522	515	505	491	481	473	465	457	
		(34) 粗大ごみ	—	57	64	64	77	74	83	83	88	77	132	97	94	62	76	75	74	72	70	69	68	67	
		(35) 資源ごみ残渣	—	16	16	19	20	14	13	13	8	8	16	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
		(36) 産廃(可燃ごみ)	—	23	25	40	33	37	32	40	42	53	50	61	51	43	34	34	34	34	34	34	34	34	34
		(37) ごみ総量	—	t/年	2,849	2,865	2,820	2,788	2,739	2,756	2,638	2,722	2,751	2,670	2,510	2,459	2,477	2,380	2,359	2,316	2,261	2,226	2,195	2,166	2,135
ごみ処理施設 (中間処理など)	(38) 焼却処理	—		1,978	1,987	1,969	1,984	1,892	1,960	1,841	1,835	1,873	1,822	1,746	1,683	1,688	1,642	1,630	1,601	1,563	1,541	1,519	1,500	1,478	
	(39) 燃え殻など(処分)	—	t/年	(714)	(700)	(688)	(681)	(674)	(663)	(657)	(647)	(639)	(627)	(618)	(604)	(588)	(571)	(562)	(552)	(543)	(533)	(524)	(515)	(506)	
	(40) 資源化量	—		603	583	649	826	671	404	171	185	195	184	181	212	227	164	163	160	156	154	152	150	148	
	(41) 資源ごみ残渣(処分)	—		606	594	615	590	583	541	561	603	631	597	570	549	554	522	515	505	491	481	473	465	457	
	(42) 埋立ごみ	—	t/年	785	830	847	1,000	835	575	371	345	373	379	315	402	462	380	378	370	363	358	355	351	348	
埋立処分場	不燃ごみ	粗大ごみ×30%	—	159	216	178	152	145	149	175	138	156	160	110	170	192	169	168	164	161	159	158	157	156	
		燃えがら	—	15	23	11	13	12	16	19	19	19	30	21	17	15	23	23	22	22	21	21	20	20	
		資源ごみ残渣	—	603	583	649	826	671	404	171	185	195	184	181	212	227	164	163	160	156	154	152	150	148	
	(43) 衛生施設残渣	—		8	8	9	9	7	6	6	3	3	5	3	3	3	7	7	7	7	7	7	7		
	(44) 埋立処分量 計	—	t/年	860	859	875	1029	928	652	400	464	433	414	361	422	479	397	395	387	380	375	372	368	365	
	(45) 計画期間内の埋立量	—	t/15年														6,012								

*. (13) 集団回収資源ごみは、実績値を把握していないため、推計とする。

*. (33) 資源ごみは、『家庭系資源ごみ+集団回収(資源ごみ)』としている。

*. (38) 焼却処理量は、『可燃ごみ+(粗大ごみ量×70%)+産廃(可燃)』としている。

なお、焼却処理量に含まれる生ごみ量は、生ごみ発生量原単位『235g/人・日』として発生量を推計する。